同行援護従業者養成講座

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **申　込　書 　2023年2月3月 開講分** | | | | | | | | | | |
| **※ご希望のコースに○をおつけ下さい**  一般課程/\24,000　　　 応用課程/\26,000 　　　 両コース受講/\44,000  ＊**一般**：基礎的な知識の習得　**応用**：演習により、安心してサービスを提供できるようになります | | | | | | | | | | |
| ﾌﾘｶﾞﾅ |  | | | | 生年月日 | | | | | 性別 |
| お名前 |  | | | | S・H 　年　 月　 日 年齢　 才 | | | | | 男・女 |
| ご住所 | 〒 | | | | | | | | | |
| ＴＥＬ |  | | 携帯　電話 |  | | 緊急連絡先 |  | | | |
| ＦＡＸ |  | | ﾒｰﾙ  ｱﾄﾞﾚｽ |  | | | | リモート | 可　不可 | |
| 保有資格・職業等 | | ※障害者手帳をお持ちの方は　有　に〇をして、当日ご持参ください。 | | | | | | | | |
| ※申込書の記載内容より、修了証を作成いたしますので、**名前は戸籍に記載のとおりに**お書きいただき  FAXまたは郵送、メールにてお申し込みください。　 **FAX:０４５－２１２－２８６４宛**  後日、振込先記載の受講票をFAX(またはメール)にてお送りいたします。 | | | | | | | | | | |

☆遅刻・早退や受講中の携帯電話の通話などがある場合は、修了証を発行しません。又、他の受講生に迷惑がかかる行為や当協議会の指示に従えない場合は、その受講生の受講を中止することがあります。

※申し込みされてから1週間前後で受講票をfaxまたはメールでお送りします。

開講1週間前までに、受講票記載の口座へお振り込みください。

会場：横浜移動サービス協議会

※キャンセルにつきましては、

講義初日の１週間前より参加費の半額、

前日及び当日は全額をいただきます。

又、返金の際の振り込み料をご負担して

いただきますので、ご了承下さい。

平熱をご記入ください

**℃**

JR関内駅北口前　セルテ11F

※10時より前はJR側入り口のみ利用可能

同行援護従業者

養成研修

**神奈川県知事指定同行援護養成研修課程　認定番号第A0040号**



**コロナ感染状況により、**

**一部座学はリモート併用研修となることがあります。**

**先着各課程2０名　最小開講人数8名**

横浜市では障害者プラン・「将来にわたるあんしん施策」の一環として、横浜市で活躍していただけるガイドヘルパー等の増員を図ることを目的に、**一般課程のみ**、受講者で横浜市民に対して上限2万円までの研修受講料助成を行っています。該当者には研修修了時に、申請一式書類をお渡しします。

※申請書様式や詳細は、市ホームページhttp://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/shogai/gaiheru-josei/

**お問い合わせ・お申し込み　 認定NPO横浜移動サービス協議会**

Tel：045-212-2863　Fax：045-212-2864　e-mail：guide@yokohama-ido.jp

〒231-0016横浜市中区真砂町3-33セルテ11Fよこはま市民共同オフィス内

**⼀般課程**　※視覚障害者ガイドヘルパー

**講座： 2月25⽇(土)・2月26⽇(日) 9時30分〜17時00分**

**演習： 3⽉4⽇(土) 9時00分〜18時40分**

視覚障害者(児)福祉サービス、同⾏援護制度と従業者業務、障害・疾病の理解

障害者(児)の⼼理、同⾏援護の基礎知識、(演習)基本技能、応⽤技能

**会場　横浜移動サービス協議会（横浜市中区真砂町3-33 セルテ11F）**

**応⽤課程**

**講義･演習： 3⽉11⽇(土) 10時00分〜16時50分**

**演習：　　　3⽉12⽇(日) 10時00分〜18時20分(９時30分～ｵﾘｴﾝﾃｰｼｮﾝ)**

障害・疾病の理解、障害者(児)の⼼理、（演習)場⾯別基本技能、交通機関の利⽤

**会場　横浜移動サービス協議会（横浜市中区真砂町3-33 セルテ11F）**

**受講料 ⼀般／２4,０００円 応⽤／２6,０００円 (同時受講／４4,０００円)**

視覚障害者の

外出を

支援するお仕事です

実際に市内に出かけるなど演習中心です。より自信をもってサービスを提供できます。

サービス管理責任者に必要な資格です（同⾏援護従業者⼀般課程を修了した者）

同行援護とは・・・

①移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む。）

②移動時及びそれに伴う外出先において必要な移動の援護

③排泄・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助

※障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に

基づく地域生活支援事業のうち、移動支援事業の適正な運営を確保

するために支給決定を受けた障害者又は障害児に対し、適正な移動

支援サービスを提供する同行援護従業者（一般・応用課程）の養成

を目的とする。